諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成28年6月23日(平成28年(行情)諮問第436号及び同第

437号)

答申日:平成29年1月24日(平成28年度(行情)答申第674号及び同

第675号)

事件名:安全保障法制整備に関する与党協議会に関して行政文書ファイル等に

つづられた文書の開示決定に関する件(文書の特定)

安全保障法制整備に関する与党協議会に関して行政文書ファイル等に

つづられた文書の開示決定に関する件(文書の特定)

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「『安全保障法制整備に関する与党協議会』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書(期間は2015年3月1日から末日まで)。\*『行政機関が保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき、次の9文書(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、開示した各決定は、妥当である。

文書1 安全保障法制整備に関する与党協議会(第15回)

文書 2 在外邦人救出に係る法整備について(平成 2 7 年 3 月 防衛 省)

文書3 他国軍隊への支援活動(自衛隊法の規定に基づく他国軍隊に対する物品・役務の提供)(平成27年3月 防衛省)

文書4 船舶検査活動法について(平成27年3月 防衛省)

文書 5 憲法第 9 条の下で許容される自衛の措置(事態対処法制の改正 の方向性)(平成 2 7 年 3 月 内閣官房)

文書6 安全保障法制整備に関する与党協議会(第16回)

文書7 検討事項について(平成27年3月 内閣官房 内閣府 外務 省 防衛省)

文書8 安全保障法制整備に関する与党協議会(第17回)

文書9 安全保障法制整備に関する与党協議会(第18回)

# 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月9日付け防官文第41 27号及び同日付け防官文第4128号により防衛大臣(以下「処分庁」 又は「諮問庁」という。)が行った各開示決定(以下,併せて「原処分」 という。)について,電磁的記録の特定を求める。

## 2 異議申立ての理由

## (1) 異議申立書

アー他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると,「行政文書」とは,「開示請求時点において, 当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件にお ける国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されてい なければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して いるか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日 付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

## (2) 意見書

処分庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」

と主張している。

ところが平成28年7月1日付け書状及び同月15日付け書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、処分庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と 扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報に ついて開示決定等をやり直すべきである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、法11条に 規定する開示決定等の期限の特例を適用し、法9条1項の規定に基づき、 平成27年5月29日付け防官文第8909号及び同年12月7日付け防 官文19247号により、「安全保障法制整備の具体的な方向性について (平成27年3月20日 安全保障法制整備に関する与党協議会)」につ いてそれぞれ開示決定処分を行った後、本件対象文書につき、原処分を行 った。

#### 2 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』と処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、

防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4)以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を 維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年(行情)諮問第436号及び同第437号を併合し、調査審議を行った。

① 平成28年6月23日

諮問の受理(平成28年(行情)諮問第436号及び同437号)

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受(同

上)

③ 同年7月25日

異議申立人から意見書を収受(同 上)

④ 同年12月26日

審議(同上)

⑤ 平成29年1月20日

平成28年(行情)諮問第436号及び同第437号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、安全保障法制整備に関する与党協議会に係る文書である。

異議申立人は、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。
  - ア 本件対象文書は、防衛省内部部局が保有している P D F 形式の電磁 的記録であり、防衛省において、当該 P D F 形式以外の電磁的記録は 保有していない。
  - イ 本件対象文書のうち、文書1、文書6、文書8及び文書9は、与党

協議会において配布された紙媒体をPDF形式の電磁的記録で保存したものであり、文書2、文書3及び文書4は、その原稿を防衛省内部部局の担当者が電磁的記録として作成したが、完成後に誤編集を防止する観点から、PDF形式の電磁的記録で保存することとし、原稿である電磁的記録については、必要がないため廃棄した。

さらに、文書5は内閣官房が作成したものをPDF形式で提供を受けたものであり、文書7については、内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省の共管に係るものであるが、内閣官房が取りまとめて作成したものの完成版を、処分庁が与党協議会の会合の前にPDF形式の電磁的記録で内閣官房から受領したものである。

したがって、防衛省において当該PDF形式以外に電磁的記録は保有していない。

- ウ 本件異議申立てを受け、防衛省内部部局において、パソコン上のファイル等の探索を行ったが、PDF形式以外の本件対象文書の電磁的 記録は確認できなかった。
- (2)本件対象文書については、PDF形式以外の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。
- 3 異議申立人のその他の主張について 異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

#### (第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久